

## 令和4年度 社会福祉法人 指導監査結果

令和5年3月31日現在（「所在地」「法人名」は指導監査実施日現在）

所在地	法人名	指導監査実施日	文書による指導の内容	指導に対する 是正状況	備考
いの町	(社福)ごほく 静和会	R4.8.5	①評議員のうち令和2年3月25日に就任した3名について、「当該法人の各評議員又は各役員と特殊の関係にある者でないこと」の確認が行われていないことが認められた。 誓約書等により、当該事項の確認を行うこと。	改善済	
			②理事、監事及び評議員に対する報酬等について、定款で「評議員会において別に定める報酬等の支給の基準に従って算定した額」を支給するとされているが、法人の定める〈役員等報酬および費用弁償規定〉について評議員会の承認を受けていないことが認められた。 報酬等の支給基準について、評議員会の承認を受けること（変更の場合も同様）。また、評議員に対する報酬等について適用できるか否かを明確にすること。	改善済	
			③その他の積立金に計上している施設整備積立金の積立に関する決議が理事会の議事録に記載されておらず、決算認定に係る記載のみとなっていることが認められた。 その他の積立金の計上に関しては、理事会の決議に基づくこと。	改善済	
			④前回文書指導事項の附属明細書の作成漏れ6件のうち、「別紙3(⑧)基本財産及びその他の固定資産(有形・無形固定資産)の明細書」及び「別紙3(⑫)積立金・積立資産明細書」が引き続き作成されておらず、経理規程第4条第3項に定める「別紙3(⑩)拠点区分 資金収支明細書」及び「別紙3(⑪)拠点区分 事業活動明細書」についての作成が漏れていることが認められた。 決算に際しては、定められた附属明細書の作成が漏れないようにすること。	改善済	
安芸市	(社福)安芸市 身体障害者福祉会	R4.8.2	なし		
安田町	(社福)安田町 社会福祉協議会	R4.8.25	①理事及び監事の就任承諾書が保存されていないことが認められた。理事及び監事の就任の意思表示があったことが確認できる書類(就任承諾書等)の保存をすること。	改善済	
			②評議員会に提出する監事の選任に関する議案について、監事の過半数の同意を得ていないことが認められた。当該議案の提出にあたっては、在任する監事の過半数の同意を得ること。	改善済	
土佐市	(社福)太陽福 社会	R4.8.26	①評議員会に提出する監事の選任に関する議案について、監事の過半数の同意を得ていないことが認められた。 当該議案の提出にあたっては、在任する監事の過半数の同意を得ること。また、同意を得たことを証する書類として、監事ごとに作成した同意書や監事の連名による同意書、又は監事の選任に関する議案を決定した理事会の議事録(当該議案に同意した監事の氏名の記載及び当該監事の署名又は記名押印があるもの)を保存すること。	改善済	
			②理事会に2回以上続けて欠席している監事がいることが認められた。出席できるよう日程調整等の配慮を行うこと。なお、今後も欠席が続くことが見込まれる場合には、新たな理事を選任する等の措置を執ること。	改善済	
南国市	(社福)土佐厚 生会	R4.8.30	①理事について、就任の意思表示があったことを文書により確認していない事例が認められた。就任の意思表示があったことを文書(就任承諾書等)により確認すること。	改善済	
			②評議員会に提出する監事の選任に関する議案について、監事の過半数の同意を得ていないことが認められた。当該議案の提出にあたっては、在任する監事の過半数の同意を得ること。また、同意を得たことを証する書類として、監事ごとに作成した同意書や監事の連名による同意書、又は監事の選任に関する議案を決定した理事会の議事録(当該議案に同意した監事の氏名の記載及び当該監事の署名又は記名押印があるもの)を保存すること。	改善済	

所在地	法人名	指導監査実施日	文書による指導の内容	指導に対する 是正状況	備考
本山町	(社福)本山町 社会福祉協議会	R4.9.1	なし		
土佐市	(社福)くすの き	R4.9.6	①就労支援事業において未処理のまま繰り越している剰余金が認められた。 就労支援事業に係る剰余金については繰り越すことなく、会計処理の基本的取扱いに沿った会計処理を行うこと。	改善済	
			②財産目録と定款の基本財産が一致していないことが認められた。 財産目録の基本財産は、定款の規定と一致させること。	改善済	
土佐町	(社福)土佐町 社会福祉協議会	R4.9.9	①評議員会に提出する監事の選任に関する議案について、監事の過半数の同意を得ていないことが認められた。当該議案の提出にあたっては、在任する監事の過半数の同意を得ること。 また、同意を得たことを証する書類として、各監事ごとに作成した同意書や監事の連名による同意書、又は監事の選任に関する議案を決定した理事会の議事録(当該議案に同意した監事の氏名の記載及び当該監事の署名又は記名押印があるものに限る。)を保存すること。	改善済	
いの町	(社福)はって ん福祉会	R4.9.14	なし		
高知市	(社福)南海福 祉会	R4.9.21	なし		
四万十町	(社福)明成会	R4.9.30	なし		
中土佐町	(社福)かど福 祉会	R4.10.5	なし		
佐川町	(社福)おひさ ま	R4.10.13	なし		
日高村	(社福)秋桜会	R4.10.27	なし		
四万十町	(社福)窪川児 童福祉協会	R4.11.1	なし		
高知市	(社福)さわら び会	R4.11.7	①認可を要する定款の変更(公益事業の一部廃止)について、変更申請日以前の施行としていることが認められた。認可を要する事項に係る改正施行は、認可日以降とすること。 また、定款第19条に補欠任期の短縮に係る定めを加えないままに補充役員の任期を短縮していることが認められた。補欠任期の短縮を行う場合は、社会福祉法人定款例(厚生労働省)第19条(備考二)に示された項の追加を行うこと。	改善済	
三原村	(社福)三原村 社会福祉協議会	R4.11.11	なし		
佐川町	(社福)佐川町 社会福祉協議会	R4.12.1	①評議員会に提出する監事の選任に関する議案について、監事の過半数の同意を得ていないことが認められた。当該議案の提出にあたっては、在任する監事の過半数の同意を得ること。 また、同意を得たことを証する書類として、各監事ごとに作成した同意書や監事の連名による同意書、又は監事の選任に関する議案を決定した理事会の議事録(当該議案に同意した監事の氏名の記載及び当該監事の署名又は記名押印があるものに限る。)を保存すること。	改善済	
			②定款の基本財産(建物)と財産目録が一致していないことが認められた。 財産目録の基本財産は、定款と一致させること。	改善済	
佐川町	(社福)同朋会	R5.1.26	なし		